

○畜犬規則

○（参観）（六年四月二日東京府坤第四十九号達）「里犬狂病」は、始めは数頭の犬に伝染し人を咬み傷を負わせ、その毒により死に至るものもある

恐るべきものである。近来、飼い主のいない野犬が多くなり、それによる被害が増えているため、この度「警保寮」において別紙の通り規則を設け、来たる

六日より施行し、「邏卒」（警察官）「番人」その他、誰でも駆除することができ、その死体は、その町村役人の責任において片付けることとする。

右の内容を、市内、市外問わず洩れの無いように速やかに通達する事。

（別紙）畜犬（飼い犬）規則

一、畜犬（飼い犬）には頸輪を付け、その飼い主の住所姓名を木札に記し、これを頸輪に付けておくこと。

但し、札の無い犬は全て飼い主の無いものとみなし、その犬は駆除すること。

一、「狂病」に感染している犬は、その飼い主が駆除すること。

一、道路上に「狂病」の畜犬がいる場合は、「邏卒」（警察官）「番人」その他誰でもすぐに打ち殺すこと。もし、そのために費用がかかった時は、その飼い主がその費用を負担すること。

一、猛犬は鉄鎖等を付けておき、家畜を傷つける等の恐れがないよう注意すること。

一、「畜犬」が他人の家畜を傷つけた時は、その飼い主が相応の補償金を出すこと。

一、「畜犬」が人を殺傷した時は、誰でもその犬を打ち殺し、その飼い主は怠慢の責任を逃れることはできない。また、飼い主には相応の補償金を出させることができる。